

お問い合わせ 障がい福祉課(☎839・2333)

障害者福祉タクシー助成券 を交付しています

対象者で交付を希望する人は、障害者手帳、印鑑を持参して、障がい福祉課(市役所2階)、各支所(山田支所を除く)で申請してください。今年度は、申請についての個別のご案内はしていません。**※交付は1年度につき1回限りです。**

- 対象者** 市内に在住の18歳以上の人で、対象要件を満たし、障がい者本人が(配偶者がいる場合は配偶者も)市民税非課税の人
※18歳未満の障がい児については、所得制限はありません。

●対象要件・助成額・年間交付枚数

対象要件	1枚当たりの助成額	年間交付枚数
・身体障害者手帳1級 ・療育手帳④ ・精神障害者保健福祉手帳1級	570円	40枚(人工透析を受けている人は100枚)
・身体障害者手帳2級 ・療育手帳A ・精神障害者保健福祉手帳2級	570円	25枚
車いす利用者 ※1	570円	50枚
電動車いす利用者 ※1	1,070円	50枚

※1 車いす、電動車いす利用者は、補装具として利用している人など対象要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

65歳以上の人は、長寿福祉課にも同様の制度があり、どちらか一方のみの交付となります。対象要件などは、長寿福祉課(☎839・2346)へお問い合わせください。